

(別紙⑤)

最初に本市が抱える人口減少問題について、平成 27 年 12 月に示された「佐野市人口ビジョン」より、「移住定住」関連部分を要約し説明します。

資料の 1 と 2 をご覧下さい。2010 年から 2060 年までの人口推計より、約 40 年後には、最悪の場合 66,891 人に減少するとあり、現在の人口が約 118,000 人ですから、約 51,000 人減少。

そこで、この人口ビジョンには「人口減少が地域の将来に与える影響」として

「人口減少は、その過程において必然的に高齢化を伴い、よって総人口の減少を上回る生産年齢人口の減少が生じ、就業者数の減少につながる。**資料・2** の折れ線グラフ 3 本の一番上の線ですが、76,291 人から 34,549 人におよそ半減。その結果、経済規模の縮小が一度始まると、人口減少と急激な高齢化が止まるまで、その縮小は進行。急激な少子高齢化は労働人口の減少、市場の縮小となり、現役世代への負担の増加へとつながる。**資料・4** の②2018 年の高齢化率は 29.5%。2060 年には 39.3% という推計もあり、市民の負担がさらに重くなることが予想される。さらに、地域によっては過疎化が進むことが予想され、これまで提供されてきた公共サービス等をはじめとして生活基盤の維持が困難となり、地域で自立した生活ができなくなる恐れもある。

人口減少は地域産業の衰退にもつながり農業では、後継者のいない耕作地が放棄され、豊かな田園風景の喪失へとつながる。

製造業をはじめとした第二次産業、サービス業である第三次産業では、従業員の確保が困難となり、廃業、または、より人口が集中する都市への移転によって市内の企業を引き留めることができなくなり、技術の喪失、地域産品が失われていく要因となる。本市に所在している企業が減少していけば財源の確保は困難となり、公共サービスの縮小、廃止にもつながる。これまで地域で培われてきた文化も喪失する可能性が高くなる。

人口減少は地域の魅力の喪失を引き起こすだけでなく、さらなる人口減少を招くため、一度人口減少が始まると悪循環となっていく」と、こうあります。

そこで、本市では「目指すべき将来の方向」として、すべての住民と市内に所在する企業、団体、及び行政が一丸となって、人口問題に取り組んでいく必要があり、「まち・ひと・しごと長期ビジョン」を踏まえ、まず「転出者の抑制」「転入者の増加」による「社会動態の改善」と、出生率の向上による「自然動態の改善」を目指す「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口増加社会を目指すとともに、地域活性化を実現するとした観点から、**資料・3**、①安定したしごとをつくる。②本日のテーマに関連する新しい人の流れをつくるとして、近年の田舎暮らし志向の高まりを好機にとらえ、本市の暮らしやすさや魅力を首都圏へPRするとともに、進学などで佐野市を離れた若者に本市の企業情報を発信するなど、UIJ ターンの取り組みを推進する。また、生活面での利便性、自然環境の豊かさの両面を兼ね備えた移住を推進するため、交流人口の増加と受け入れ態勢の整備に取り組む。③結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる。④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るの 4 つを、基本的視点とした。

次に、**資料・5** の①と②は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した「合

計特殊出生率」は、1人の女性が一生に産む子どもの人数とされており、本市は、近年1.4弱で推移。人口を維持するために必要とされる数値2.1には程遠い状態であり、15～49歳女性人口の増加策が必要とした。

次に、**資料・6**は、「広報さの」に掲載された「転入」「転出」等の平成27年度からの表で、平成29年度以外は「転出」超過であり、その合計は338人です。

本市では、平成27年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって活力ある社会を維持・創造するため、地方創生の取組を推進している。少子化と転出増による人口減少を抑制し、本市が持続的に発展していくためには、出生率の向上と転入増を図り、定住人口を確保することが重要とした。更に、昨年4月に始動した第2次佐野市総合計画には、この実現に向けて、推進テーマを「定住促進」と定め、**資料・7**には、令和元年の移住定住関連事業名と予算額、移住定住者実績を掲載しました。

資料・8には、関連事業の一部、移住定住ポータルサイト「佐野で暮らそう！」のwebアドレスと、「佐野市若者移住定住促進奨励金」制度の概要を掲載しました。

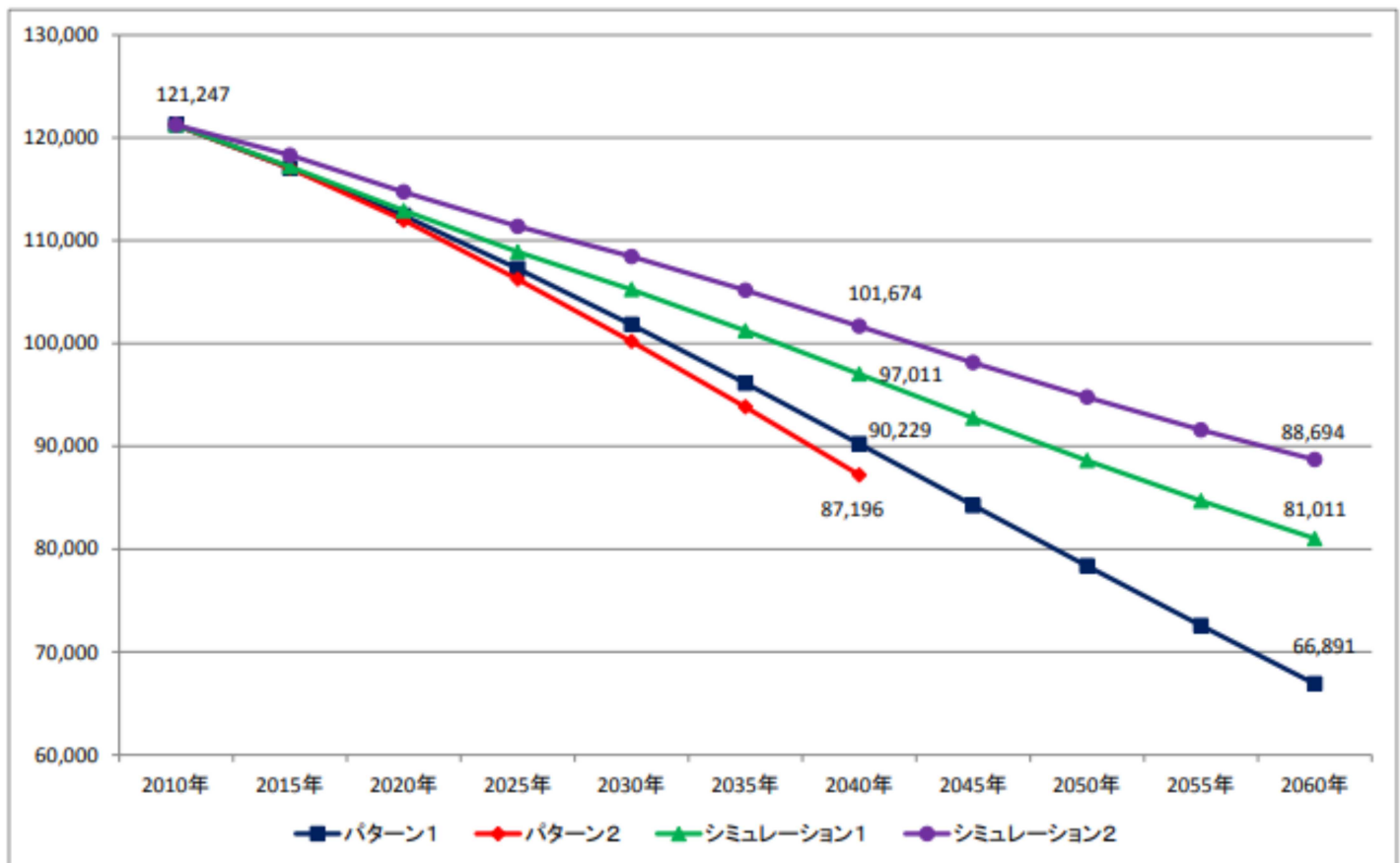
最後に、私達は、毎定例会一般質問において、複数の議員が本市が進める「移住・定住」施策に関する質問をはじめ、関連する「人口減少」「子育て」「中山間地の活性化」「遊休農地や耕作放棄地」等々に関連する質問をしています。更に、各常任委員会や予算や決算の特別委員会にて、様々な視点から「移住・定住」に関する質疑を行っています。**資料・9**には、「移住・定住」に関する部分を抽出した平成28年度決算審査要望書から、平成31年度予算審査要望書までの5件を掲載しました。

私たちは、市長執行部へ要望書の提出という議会活動を通して、市民の皆様の声を届けておりますことをご理解頂き、説明と致します。

資料・1

図表 29 国立社会保障・人口問題研究所、日本創成会議による人口推計

単位：人



資料：国配布ツールにより作成。

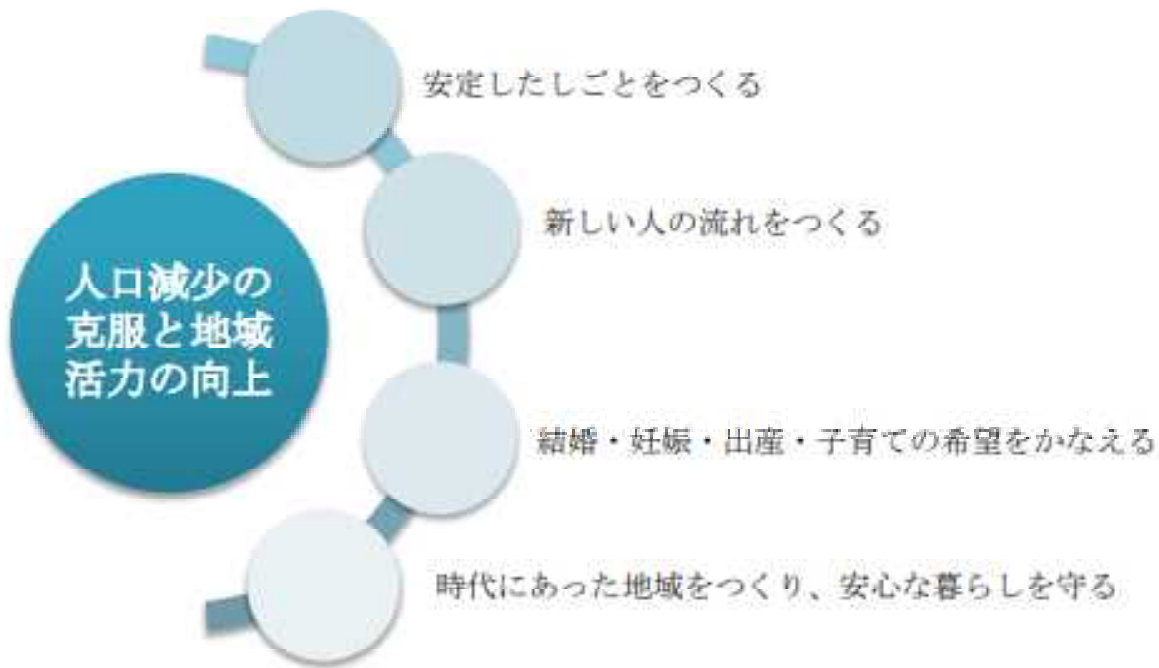
資料・2

図表 36 推計パターン1による年齢3区分別人口の比較

単位：人



資料：国配布のツールにより作成。



資料・4の①

図表 38 人口の将来展望（年齢3区分別人口及び割合）

単位：人



資料：国配布のツールにより作成。

※各年齢3区分別人口の合計は、総人口と一致しない場合がある。

資料・4の②

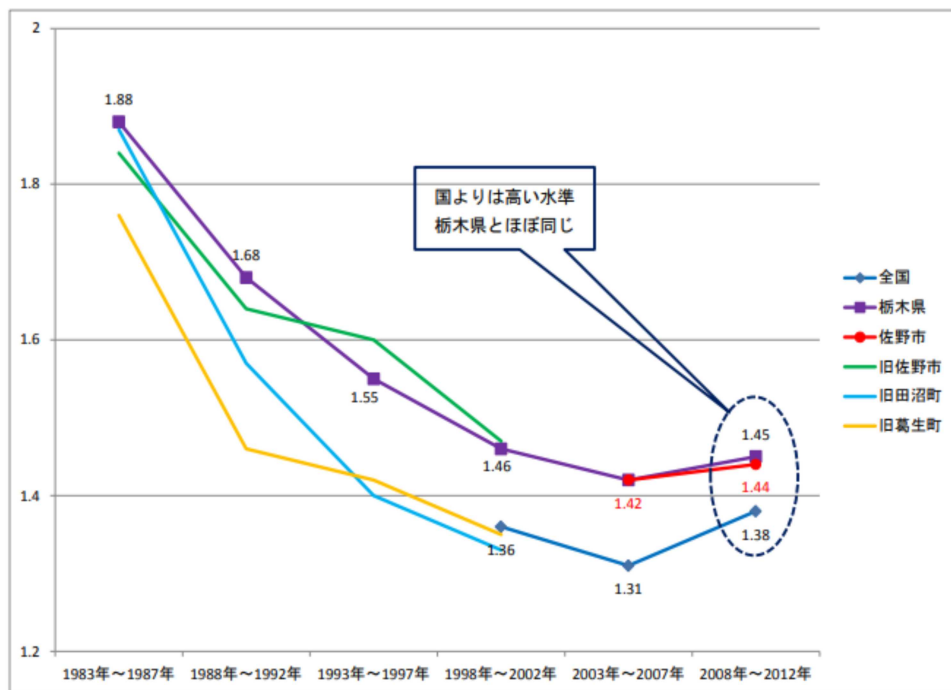
本市の高齢化率の推移
(各年度 10月1日現在)

平成30年度	29.5%
平成29年度	28.9%
平成28年度	28.3%
平成27年度	27.5%
平成26年度	26.6%

2060年の目標人口 85,000人

資料・5の①

図表7 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市町村別統計

※ ベイズ推定値は、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定した値。

資料・5の②

本市の
合計特殊出生率の推移
(宇都宮市を除く、
県内 24 市町の順位)

平成 29 年度 1.38% 12 位
 28 年度 1.39% 12 位
 27 年度 1.36% 18 位
 26 年度 1.43% 13 位
 25 年度 1.47% 4 位

平成 20 ～ 24 年度 1.44%
 平成 15 ～ 19 年度 1.42%
 平成 10 ～ 14 年度 1.47%
 平成 5 ～ 9 年度 1.60%
 昭和 63 ～ 平成 4 年 1.64%
 昭和 58 ～ 62 年度 1.84%

資料・6

広報さの掲載数

	出生	死亡	転入 (その他含む)	転出 (その他含む)	転入-転出
平成30年度	774	1518	3483	3637	-154
平成29年度	792	1498	3436	3400	36
平成28年度	875	1527	3413	3426	-13
平成27年度	849	1481	3271	3478	-207
合計	3290	6024	13603	13941	-338

資料・7 令和元年 佐野市一般会計より、移住定住関連事業予算と移住実績

	移住件数・人数など
1, 「移住・定住関連情報 PR 事業」 634 万 2 千円	
2, 「移住・定住地域起こし協力隊設置事業」 399 万 2 千円	1 人
3, 「若者移住・定住促進事業」 1,000 万円	41 件 140 名 (内子ども 58 人)
4, 「移住支援事業費」 (新規) 1,000 万円	-
5, 「中山間地域おこし協力隊員設置事業費」 399 万 2 千円	1 人 (H30)
6, 「おためし住宅整備支援事業費」 100 万円	1 人 (H28 ～ 30) 二地域居住

7, 「『佐野暮らし』のすすめ推進事業費」 100 万円	-
8, 「合同就職面接会開催事業」 20 万円	27 人(採用企業 15 社)
9, 「まちなか地域おこし協力隊設置事業費」 698 万 8 千円	5 人(内、家族 2 人)

資料・8

佐野市魅力発信・移住定住ポータルサイト「佐野で暮らそう！」の URL は、以下の通りです。 <http://sano-kurashi.com/>

佐野市若者移住定住促進奨励金の制度の概要

本市への若者の転入並びにその親との同居及び近居を促進することにより、人口の減少を抑制するとともに、家族が助け合いながら暮らすことができるような環境を醸成するため、「若者移住定住促進奨励金」として交付するものです。

対象者は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までに市外から転入し、住宅等(新築住宅、建売住宅、中古住宅、分譲マンション等)を取得した方又は 3 世代同居をした方で以下のいずれかの世帯要件を満たす場合、

- ①世帯員の夫又は妻のいずれかが、申請日の属する年度の初日において 40 歳以下である夫婦。
- ②高校生以下の子のいる世帯で、その世帯員の父又は母のいずれかが、申請日の属する年度の初日において 40 歳以下であること。他に、「対象要件等もあります。詳しくは、移住・定住係までお問い合わせ下さい。

資料・9

平成 28 年度決算審査要望書より

(人口減少及び子育て支援対策)

5 総務省が 7 月 5 日に発表した人口動態調査によると、日本の人口は 1 億 2,558 万 3,658 人で、前年から 30 万 8,084 人減り、65 歳以上の老年人口の割合は 27.17 % に達した。

人口減少に歯止めをかけるには、合計特殊出生率の上昇が必要であり、そのためには、待機及び保留児童対策など女性が働きながら子どもを産み、育児ができる環境を整備することが最も重要である。

そこで、次世代に持続可能な社会を引き継ぐため、子育て世代の定住や就労を促す取組を積極的に推進されたい。

平成 29 年度予算審査要望書より

(佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進)

1 平成 29 年度予算は、総合戦略を深化させ、交流人口と定住人口を増加させるため、地方創生を更に加速化するものと位置付けられた。

総合戦略に掲げた施策の展開に当たっては、4つの基本目標ごとに設定した数値目標や、各施策について設定した重要業績評価指標に基づいて、PDCAサイクルにより計画・実行・検証・改善を行うこととしているため、予算に計上された事業の実施後は、着実に検証し、改善に取り組まれない。

平成 29 年度決算審査要望書より

(子育て環境の整備)

3 待機児童は減少しているものの、その解消には至っておらず、保留児童が存在している状況においては、保育施設の量の確保が必要とされている。認定こども園への移行や小規模保育事業所の設置に対し支援を行っているが、保育需要に迅速に対応することができる民間活力を十分に活用し、人口動態や地域的バランスを考慮しつつ、保育施設の整備に当たられたい。

平成 30 年度から企業主導型保育事業に係る固定資産税を減額する特例措置を県内で初めて導入した。働きやすい環境づくりが女性の社会進出を後押しし、子育てがしやすい環境が整えば、それが本市の魅力の一つとなり、定住人口の増加につながるため、子育て環境の整備を更に進められたい。

平成 30 年度予算審査要望書より

(定住促進)

1 第 2 次佐野市総合計画基本構想において、本市の将来像を「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」とし、この将来像の実現に向け、移住・定住対策が必要不可欠であることから、推進テーマを「定住促進」とした。

このことは、定住人口の確保が本市の最重要課題であることを明確にしたものと思われるため、職員一人一人が、この課題解決のために全ての施策があることを認識し、各事務事業の執行に当たられたい。

平成 31 年度予算審査要望書より

(移住・定住等の促進)

2 移住・定住の促進には、情報発信はもとより、佐野市に住んでみたいと思える情報がいかに伝わるかが重要である。新たに採用した移住・定住地域おこし協力隊員に期待するところであるが、それ以外の方法による情報伝達にも創意工夫されたい。

また、交流人口及び定住人口の増加並びに二地域居住の促進に関する事業を推し進めているが、更に本市と継続的なつながりを持つ機会やきっかけを提供して関係人口を創出するとともに、その仕組みを構築されたい。

議会報告会（佐野地区）読み原稿

佐野地区の公共交通について

課題の大きな要因ともなっております。高齢ドライバーについて述べさせていただきます。

小山市で調査した結果では、75歳以上の高齢者の7割が車で移動していると統計が出されました。しかも、20年前と比較すると、高齢者の車依存度は高まっており、反面徒歩や自転車での移動は減少しております。

近年高齢者の交通事故が多発しており、死亡事故に至るなど悲惨な報道も多くみられ、その対応についても様々論議がなされておりますが、今後高齢ドライバーに向けた新たな運転制度が創設される。対象は、認知症検査が必要な75歳以上の高齢者の免許更新時に道路法の改正をし、自動ブレーキやペダルの踏み間違い時に、

加速抑制装置を付けた安全機能を備えた車種のみ
の運転であります。

衰えを自覚して、免許証を自主返納する一方、
公共交通機関が充実していない地方での日々の
買い物や通院のための免許を手放せない人や、
運転を生きがいとする人もおり大きな課題であ
ります。

事故や抑止の観点からも、公共交通網の整備
充実を図る事は、移動手段として有効なもの
と考えられる。

ここで、佐野地区の公共交通についてご説明
申し上げます。表紙をめくっていただきまして、
資料の2ページをお開きください。

はじめに、佐野市全体の公共交通の現状で
ございます。

まず、鉄道でございますが、JR東日本が運
行する両毛線、東武鉄道が運行する東武佐野線
の2本があり、広域的な移動や通勤・通学・レ

ジャーなどに利用されております。

次に高速バスですが、佐野新都市バスターミナルを発着する路線は9路線あり、東京駅、バスタ新宿、羽田空港、成田空港、大阪、京都などに運行しており、広域的な移動やレジャーなどに利用されております。

次に市内を走る路線バスですが、市営バスは8路線で構成されており、葛生地区、田沼地区、佐野地区、佐野新都市を1本の路線で結ぶ「基幹線」や各地域内を結ぶ秋山線や野上線などの支線などがあります。

市営バス以外の路線としましては、佐野駅と佐野新都市を結ぶ「佐野新都市線」があります。路線バスは、高齢者の通院・買い物、高校生の通学などに利用されております。

最後にタクシーですが、市内では4つの事業者が運行しており、タクシーは、通院、買い物、通学、ビジネスなど様々なニーズに利用されて

おります。

3 ページをご覧ください。先程申し上げさせて頂きましたが、最近の社会情勢ですが、佐野市だけではなく全国的な課題ではありますが、超高齢化社会の到来、人口減少、そして高齢者の交通事故増加などが挙げられます。

こうした課題には早急な対応が求められています。

様々な解決手段が検討される中、現在、公共交通が注目されております。

鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関が連携し、市民生活を支える公共交通ネットワークを形成する事が必要であると考えます。

4 ページをご覧ください。

こちらは、佐野地区における、公共交通ネットワーク構築に向けた今後の取組を記載してお

ります。

今後、佐野市では「佐野市地域公共交通再編実施計画」に基づき、公共交通空白地域の解消と高齢者にやさしい運行方法の導入が進められる予定です。

基本的には、鉄道、バス等の公共交通が利用困難な公共交通空白地域である吾妻地区に、新規路線となる「フルーツ吾妻線」が導入される予定です。「フルーツ吾妻線」とは地域住民がつけた路線名です。

また、高齢者にやさしい運行方法としまして、自宅等で乗降が可能な地域運行を、赤見線、フルーツ吾妻線に導入される予定です。

5 ページをご覧ください。

このグラフは市営バスの収支状況を表しています。左が運行経費、右が収入となっております。収入状況はかなり厳しく、運行経費の約 6

割となる 9 千 4 0 0 万円を赤字補てんとして税金で賄われています。運行経費は、人件費や燃料費が大部分をしめるため、大きく変わることはありません。

このことから、収支率を改善するためには運賃収入を増やす必要があります。運賃収入と利用者数は比例して増えるため、利用者数を増加させることが重要となってきます。

平成 2 9 年度の市営バスの収支率は 19.9 パーセントでした。

6 ページをご覧ください。

公共交通は市民生活に欠かす事の出来ないものです。一方で公共交通を維持するためには多額の費用がかかります。市営バスでは運賃収入だけでは賄えないため、前の部分で説明しましたとおり、多額の税金が投入されております。行政側も、さまざまな利用促進策を実施してお

りますが、こうした税金を無駄にしないためにも、多くの市民に方に利用してもらうことが必要です。

公共交通機関は一度なくなると、復活するのが極めて困難です。こうしたことから、市営バスのみならず、市内の鉄道・路線バス・タクシーを積極的に利用してもらうことが公共交通全体の発展につながり、ひいては佐野市全体の発展につながるものと考えます。



議会報告会



佐野地区の公共交通



令和元年7月11日



佐野市の公共交通の現状

・JR両毛線 JR東日本運行 平成29年度
年間利用者数 1,314,000人 ※JR東日本HPより推計

・東武佐野線 東武鉄道運行
年間利用者数 2,909,415人 ※東武鉄道HPより推計
佐野市内の駅の乗降者数



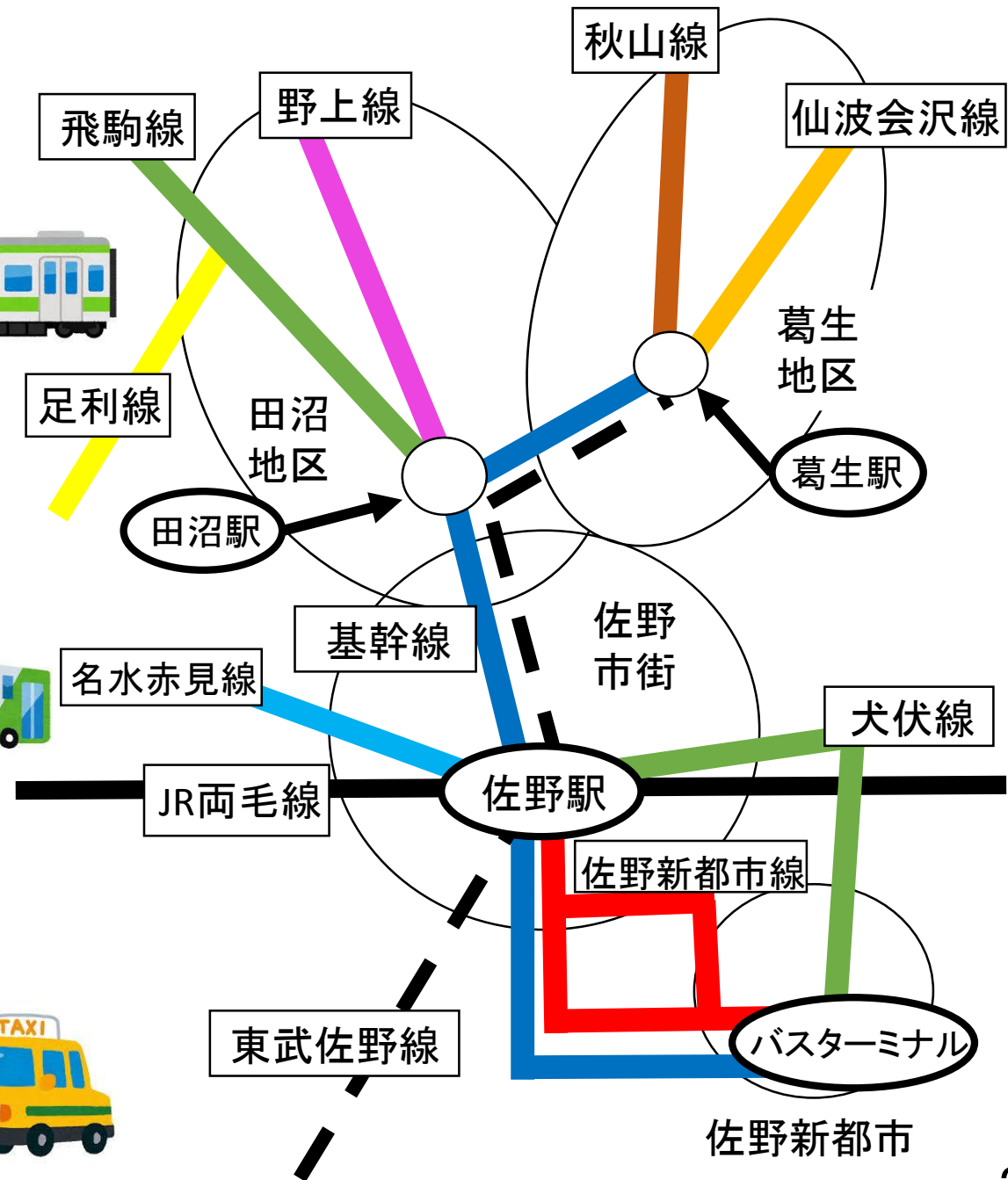
・高速バス 9路線 平成29年度
利用者数 約50万人 ※乗り入れ各社より聞き取り調査

・佐野市営バス 基幹線 外7路線
利用者数 139,675人 ※佐野市交通生活課調べ



・佐野新都市線 関東自動車運行
利用者数 186,550人 ※佐野市HPより

・タクシー 4事業者
利用者数 277,944人 ※栃木県タクシー協会調べ



最近の社会情勢を見てみると...

- 超高齢化社会の到来
- 人口減少
- 高齢者の交通事故増加
- 買い物難民の増加
- 独居老人の増加
- 過疎化の進展

解決する
手段の
ひとつとして

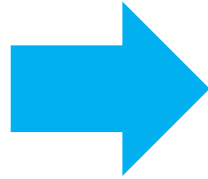


鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関が連携し、市民生活を支える公共交通ネットワークを形成することが必要です。



公共交通ネットワーク構築に向けた今後の取組（佐野地区）

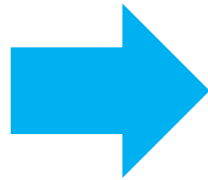
・公共交通空白地域の解消



・新規路線導入

吾妻地区へ「フルーツ吾妻線」を導入します。
運行開始は令和2年4月を予定しています。

・高齢者にやさしい運行方法



・区域運行※の導入

通院・買い物に利用しやすく、自宅等で乗降
が可能な区域運行を導入します。

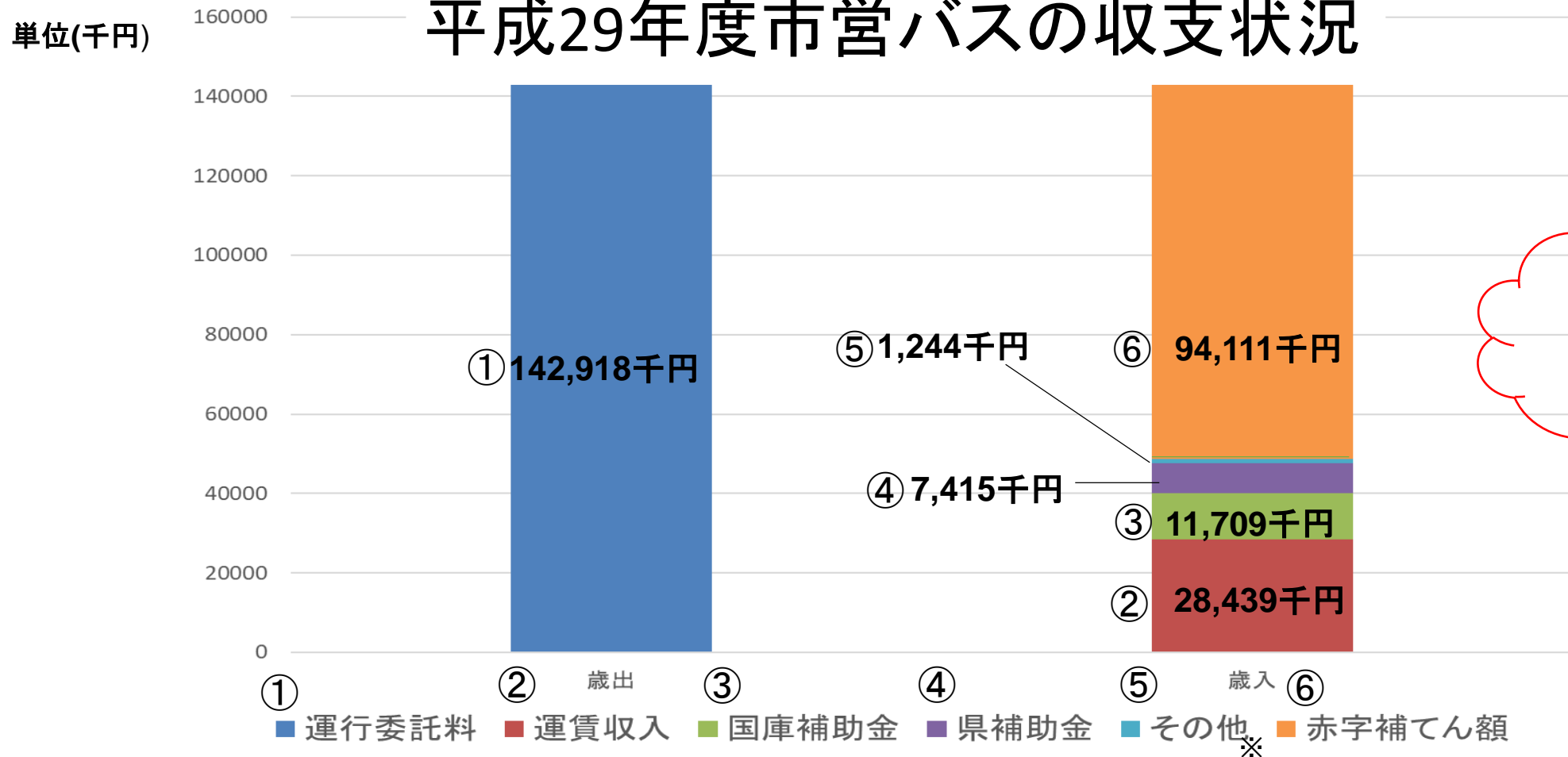
佐野地区において導入する路線は「赤見
線」・「フルーツ吾妻線」です。



※区域運行とは

区域運行はデマンド型交通の運行形態の一つであり、利用者の予約に応じ、輸送サービスを行うものです。佐野市では、自宅やその付近から乗降できる区域を定め、区域外では目的地として決められた病院、駅、公共施設等などに向かう運行形態を予定しています。

公共交通を維持するためには① 平成29年度市営バスの収支状況



多くの税金が投入されています！

$$\text{収支率} = \text{運賃収入} \div \text{運行経費} \times 100$$

平成29年度の市営バスの収支率 **19.9%**

※その他とは、車体広告等の広告収入です。

公共交通を維持するためには②

市営バスを維持するためには多額の費用がかかります。運賃収入だけでは賄えないため、多額の税金が投入されております。こうした税金を無駄にしないためにも、多くの市民の方に利用してもらうことが必要です。

公共交通機関は一度無くなると、復活するのが極めて困難です。こうしたことから、市営バスのみならず、市内の鉄道・路線バス・タクシーを積極的に利用してもらうことが公共交通全体の発展につながり、ひいては佐野市全体の発展につながるものと考えます。

【空き家対策について】

今年4月29日の日本経済新聞の記事では

総務省発表(5年に1度)の2018年10月時点の住宅・土地調査によれば

国内の住宅総数に占める空き家の割合は過去最高の13.6%。戸数も最多の846万戸。その内賃貸や売却用以外で長期不在の住宅や取り壊し予定の住宅は前回調査より29万戸増の347万戸に上りました。本市においても空き家数は増加しており、佐野市住宅マスタープランでは全国平均や栃木県平均より高い空き家率となっています。

それではまず、現時点本市の空き家対策の現況についてご説明いたします。

1枚目の【空き家対策について】をご覧ください。大まかにご説明します。

佐野市では現在、空き家対策室を設け、

計画としまして平成29年1月策定の佐野市空家等対策計画に則り行なっています。

具体的施策の遂行としまして、大きく3つ。①空家等の発生抑制と適正な管理の促進②特定空家等の解消に向けた取り組み③空家等の活用促進の3つです。

そのうち、補助制度は二番目に含む佐野市特定空家等除却促進事業補助金。これは佐野市が特定空家等として認めたものを対象に解体費の1/2最大50万円まで補助する制度です。

もうひとつは三番目の施策の中で 空き家バンク制度 を活用したもので、市外の方が公開されている空き家を購入し、佐野市へ転入し、空き家を改修する際かかる

費用の一部を補助として受けられるものがございます。

空き家バンクについては四角の中にありますように常時ホームページで公開され、佐野エリアでは5月末現在33件の掲載がございます。

最後に略式代執行の実施とありますが、本市は令和元年5月金屋仲町の建物の除却を行いました。所有者不明、倒壊など周囲に危険が及ぶということから、空き家対策特別措置法に基づき県内で初めて実施されました。

以上、行政の取り組みですが、ここに議会としまして、次の頁からのものご参考ください。昨年の決算審査特別委員会以降見ますと、補助金の交付件数や除却事業補助金の対象建物についてなど質疑等があり、行政は交付件数の増に向けての取り組み強化、国からの補助（先ほどの解体に関わる補助と空き家バンク活用の補助）部分では、予算額の配分についてより注視することとなりました。また除却事業補助対象となる建物について特定空家等のみでなく、市の認める不良住宅も含めることとし対象幅の拡大となりました。

次の12月定例会の一般質問の答弁部分でもご確認頂けます。

また直近では6月定例会の一般質問の中では、農地付きの空き家について面積要件が10アールから1アールに引き下げられたことも確認できております。

今後もさらに増加が加速する市内の空き家状況、今後も他の市町村の実例等踏まえ快適な住環境整備に議会として取り組んで参りたいと思います。以上、私からの報告とさせていただきます。

※「空き家」と「空家」の表記
・・・法律、事業名等の固有名詞は
空家と表記しています。

【空き家対策について】

都市建設部 **空き家対策室** (職員5名〈建築住宅課と兼務〉・本庁舎5階)

◆計画

○佐野市空家等対策計画

計画推進により市民が安心安全に、快適に暮らせるまちづくりの実現と、地域活性化や定住促進による人口減少の克服を目指す。

H29年1月策定

(「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条の規定に基づき策定)

期間：H28年度～H33(R3)年度(H30年3月一部変更)

関連：佐野市特定空家等判断基準⇒「特定空家等」判断基準根拠を示す

◆具体的施策の遂行

①空家等の発生抑制と適切な管理の促進(空家維持管理について)

②特定空家等の解消に向けた取り組み(空家の取り壊し等について)

佐野市特定空家等除却促進事業補助金の交付

周辺に悪影響を及ぼす危険な空き家を市内業者に依頼して解体する場合、費用の一部を補助。(解体費の1/2 最大50万)

③空家等の活用促進(空家の利活用について)

空き家バンク制度・・・

個人所有の空き家(売買・賃貸したい住宅)を登録、登録情報を佐野市ホームページに公開し、住み替え、移住定住を目的として空き家等を探している方に紹介する仕組み。

登録件数：佐野エリア 33件(内成約済み15件交渉中3件)

田沼エリア 10件(内成約済み3件)

R元.5月末現在

葛生エリア 7件(内成約済み1件)

(HP公開のもの)

佐野市空き家改修費用補助金の交付

市外の方が空き家バンクを利用して空き家を購入し、佐野市に転入し、その空き家を改修工事する際に必要費用の一部を交付するもの。

借入金利優遇制度⇒【フラット35】地域活性化型(空き家対策)

佐野市空き家改修補助金を利用する方で一定の基準を満たす場合に

住宅支援機構【フラット35】の借入金利を当初5年間(年▲0.25%)引き下げる制度。

◆略式代執行の実施 令和元5/20終了：佐野市金屋仲町

建物の一部が倒壊し更なる倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあり、所有者・管理者等が確知できないため除却を行いました。

◆平成 29 年度決算審査特別委員会（H30. 9 月）

○空き家活用推進事業費

申請・交付件数 2 件 1,097 千円（当初予算 10,160 千円）

○特定空家等除却促進事業費

交付件数 20 件（申請件数 20 件）9,724 千円（当初予算 10,000 千円）

（国の空き家対策総合支援事業を活用）

交付申請時に上記 2 つの総事業費が 2000 万以上必要

・・・改修費補助金 1,000 万／除却費補助金 1,000 万として交付申請。

・空き家活用推進事業費

質疑：

改修費補助金の申請件数 2 件（20 件見込み）をどう捉えているのか。

答弁：見込みと異なり申請件数が 2 件、100 万円の交付にとどまったため大きな差となったものです。

・特定空家等除却促進事業費

質疑・意見：

所有者の心情で空き家の除却を決断できない方がいるのでは。希望する方すべてに予算措置できるくらいの予算の確保が必要なのでは。

特定空家のみ補助金の対象というのはどうなのか。

答弁：除却費の補助金は、もう一つの事業（改修費補助金）とのかみ合わせとなっておりますので、予算額の配分を変えて多くすることを考えています。

平成 30 年度予算・・・空き家活用推進事業費 10,210 千円

特定空家等除却促進事業費 10,000 千円

平成 31 年度予算 →

空き家活用推進事業費 5,118 千円

特定空家等除却促進事業費 15,000 千円

◆平成 30 年度第 4 回定例会 一般質問 (H30. 12月)

質問と答弁：

(空き家調査)

平成 27 年の実態調査では、総数 2,230 件のうち倒壊のおそれがあるもの 156 件、部材等の飛散による近隣家屋や通行人等に危険性があるもの 326 件判明。このような空き家を調査後、特定空家等としまして平成 29 年度 34 件、平成 30 年度 11 月末時点 19 件を認定しております。

(空き家の除却)

除却費用の 2 分の 1、最大 50 万円を補助。国の空き家対策総合支援事業を活用。解体するかどうか迷っている所有者の方にとりましては判断のきっかけの一つと認識しておりますので、**今後はさらに特定空家以外の空き家の解体補助に関しても、他の市町村の事例等を参考に研究して参りたいと思います。**

平成 31 年度より・・・空き家解体補助の新対象として不良空家（住宅地区改良法の基準により市が判定）を追加

(特定空家等に対する取り組み)

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条の第 1 項に基づく助言及び指導。助言は平成 29 年度 7 件、今年度は 2 件。指導は平成 29 年度 7 件、今年度 1 件。また平成 29 年度から除却に対する補助金を創設。平成 29 年度 20 件、平成 30 年度 11 月末現在 14 件の交付。

(成約件数伸びない理由と今後の取り組み)

佐野市に移住等を考えている方が望む空き家の提供ができていないこと。また所有者等の仲介する場合、不動産業者での価格決定の際、調整が図られていないことが考えられます。

平成 28 年 11 月栃木県宅地建物取引業協会と空き家バンクに関する協定を締結し、登録空き家と利用したい方との仲介を行って頂いております。今後も不動産業者と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

◆令和元年度第 2 回定例会 一般質問（令和元 6 月）

質問と答弁：

（空き家所有者の意向の把握）

平成 29 年度所有者 1574 名（内 759 名回答）にアンケート調査実施しました。調査内容は空き家になった要因、建物利用、管理状況、今後の利活用、困っていること必要としている支援、など空き家対策基礎資料として活用する目的で実施しました。

（空き家バンク制度の推進）

平成 30 年 1 月より全国版の空き家バンクへ繋げています。

（農地付き空き家）

平成 31 年 4 月 1 日より佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準を運用。この基準により空き家バンク登録物件とセットで取得する場合に限り 1 アールから取得できるようになりました。

空き家に付属した農地の面積要件 10 アールから 1 アールに引き下げ。

（空き家バンク登録件数・アクセス状況）

5 月末現在登録数 53 件

平成 29 年度アクセス数 19,651 件・平成 30 年度アクセス数 26,819 件

（危険物件、倒壊の恐れのある物件の対応）

本市では 4 月に倒壊の危険性があり周辺の住民に危害が及ぶ恐れがある特定空家等に対しまして法に基づく略式代執行を実施いたしました。このケースは所有者が不存在という特殊な事例でございましたが、通常空き家には所有者等が存在いたします。危険性のある空き家及び倒壊の危険のある空き家につきましては所有者等に適切な管理を頂くようお願いの通知や法に基づく助言、指導を行っております。

所有者不在

倒壊の恐れ

「特定空き家」代執行

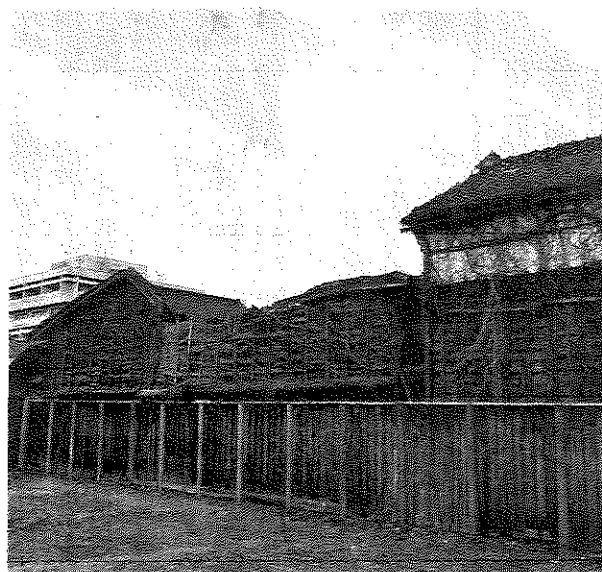
佐野市、19日から取り壊し

佐野市は19日、所有者不在で倒壊の恐れがある同市金屋仲町の木造平屋で、空き家対策特別措置法の略式代執行による取り壊しを始める。同法に基づく略式代執行は県内初という。

同市空き家対策室によると、取り壊すのは工場として登記されている木造平屋約117平方メートル、付属する物置と便所。今年2月13日に腐朽化で屋根の一部が崩落したことを受け、市は

同28日、保安上の危険となる恐れがある「特定空き家」に認定していた。略式代執行の対象は所有者不在の特定空き家などで、自治体が強制的に撤去できる。今回の木造平屋の

所有者女性は昨年10月に死亡し、法定相続人の親族らも相続を放棄するなど、所有者不在の特定空き家となっていた。取り壊しの費用約124万円は同市が負担し、一部に国の補助金を活



空き家対策特別措置法に基づく略式代執行で取り壊す特定空き家＝佐野市金屋仲町

用する。取り壊しは5月20日ごろまで続く見込み。同対策室は「市街地に空き家を放置されると、隣家や通学路にも影響する。今

回はやむを得ず略式代執行する。空き家の所有者には適切な管理に努めるようにしてほしい」としている。
(市川佳祐)